

## 教育委員会からのお知らせ

### 12月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成22年12月28日(火)  
午前9時00分～
- 場所 美波町役場本庁  
教育委員会横会議室

## チェーンソーを使った木の伐採講習会

11月14日(日)、山河内の玉厨子農村公園の町有林において、海部郡内にお住まいの方を対象に、海部郡林業指導者会による「チェーンソーを使った木の伐採講習会」が開催されました。

当日は天候にも恵まれ、チェーンソーの正しい使い方、木材の安全な伐採方法、丸太の採材技術、丸太売買の基礎知識、チェーンソーのメンテナンスなどの講習を行い、森林林業への理解を深めていただきました。



## 住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅(一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分)に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。(消防法第9条の2) 設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



### 義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

### 設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

### 住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

### 設置しなければならない箇所

- 寝室(就寝の用途に供する居室)
- 寝室へ向かう階段の上端

### 悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600  
日和佐出張所予防係 ☎0884-77-0999

## ひわさ商工祭を開催!!

11月6日(土)、旧日和佐高校グラウンドで「ひわさウェルかめまつり～ひわさ商工祭～」が開催されました。

会場では、マグロ解体ショーやふるまい汁、ステージではアマチュア演奏会、阿波踊り、もち投げなどのイベント等が行われ来場者を楽しませていました。

また、各出店ブースには新鮮な海の幸、山の幸を求めて早くから多くの人で賑わっていました。



アオリイカペア釣り大会で優勝した  
賀永雅章さん(桜町：写真中央)  
坂千代雅之さん(写真右)